平成２２年（フ）第３５５号
静岡県浜松市東区小池町2517番地の２
債務者　有限会社三恵フーズ
代表者代表取締役　竹内　恵子
１　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多和田洋二
４　破産債権の届出期間　平成22年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月28日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４４０１号
大阪市中央区安土町１丁目５番８号
債務者　株式会社エルミタージュ
代表者代表清算人　伊佐　宏之
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上津　亮次
４　破産債権の届出期間　平成22年８月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９５号
茨城県高萩市大字上手綱5150番地の４
債務者　財団法人高萩市住宅公社
代表者理事　草間　吉夫
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　足立　勇人
４　破産債権の届出期間　平成22年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月15日午前10時
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８２号
群馬県高崎市元島名町692番地１
債務者　商材建鉄株式会社
代表者代表取締役　須田　　武
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮森　惣平
４　破産債権の届出期間　平成22年８月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午前10時
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１３２号
宮城県大崎市松山千石字古代ケ崎26番地
債務者　有限会社桜井工芸
代表者代表取締役　櫻井　雄記
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鎌田　健司
４　破産債権の届出期間　平成22年８月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午前10時20分
仙台地方裁判所古川支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９号
山形県長井市舟場19番24号
債務者　宇津木美代子
１　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１４８号
千葉県印旛郡酒々井町下岩橋87番地４
債務者　小林　弓江
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１７０号
千葉県富里市七栄779番地11　間嶋ハイツ103
債務者　木村美代子
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１７８号
千葉県四街道市四街道３丁目２番12―503号　アーバンヒルズ四街道
債務者　鶴岡　正江
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７４号
千葉県君津市外箕輪２丁目10番35号　306
債務者　黒川久美子（旧姓茂木・舟木）
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第９１号
千葉県富津市湊381番地
債務者　保田沙衣子
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第４０４号
愛知県岡崎市羽根西新町６番地２　エルハイム岡崎301、旧住所愛知県豊橋市関屋町158番地
債務者　小野田洋二
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１８号
愛知県刈谷市井ケ谷町井田50番地　ファーストリバーＢ101号
債務者　中村けい子
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
愛知県豊田市深田町４丁目55番地３
債務者　高橋　文雄
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
愛知県刈谷市熊野町６丁目39番地
債務者　竹中ゆかり
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
岡山県倉敷市福島502番地２　星の郷コーポＢ棟101号
債務者　戸川　洋子
１　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
岡山県井原市高屋町５丁目10番地３　リビエールたかや303号
債務者　藤井　千也
１　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係